

平成19年1月1日から平成19年3月31日までの火薬類取締法関連の改正等

○ 経済産業省令 第十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十七の二の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月二十二日
経済産業大臣 甘利 明

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「海中においてする場合にあっては海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第七条の規定によりするものとし、その他の場合にあっては」を削る。

附 則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百二十九号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

○ 環境省告示 第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の十三の規定に基づき、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成十五年十一月環境省告示第百三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成十九年三月二十二日
環境大臣 若林 正俊

本則に次の一号を加える。

八 廃火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類が一般廃棄物となったものをいう。）